東温市告示第39号

令和7年度東温市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年東温市条例第 112 号）第 9 条第 1 項の規定により、令和7年度における一般廃棄物処理の実施計画を次のように定める。

令和7年4月1日

東温市長　加 藤　　章

令和7年度東温市一般廃棄物処理実施計画

この計画における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）並びに東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年東温市条例第 112 号）及び東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 16 年東温市規則第 78 号。）の例による。

1　処理する一般廃棄物の種類

（1） 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）
（2） し尿及び浄化槽汚泥
（3） 事業活動に伴って生じる一般廃棄物 （以下「事業系一般廃棄物」という。）
（4） 犬、猫等の死骸

2　本計画に定める処理計画の区域

本市における計画処理区域は、本市行政区域全域とする。

3　一般廃棄物の排出抑制、資源化計画

（1） 市は、次の各号を推進することにより、一般廃棄物の適正処理を確保する。
① 燃やすごみ袋は、東温市指定ごみ袋制度とし、一定枚数（100 枚／年・世帯）を無償で配布し、それ以上必要な場合は有償購入とすることとし、ごみの減量化と分別の徹底を図る。
なお、指定袋制のシステム概要については表1のとおりである。

表1　東温市指定ごみ袋制度の概要

ごみ袋制度導入時期		重信地区:平成 9 年 4 月 川内地区:平成 6 年 6 月	
導入理由		ごみの減量化と分別収集の徹底を図る	
主な内容		年間 100 枚無償配布し、それ以上必要な場合は有償購入とする。(一定量無料型) 3 人世帯までは、小袋。4 人以上世帯は、大袋。 地区名(マンション名・アパート名)及び氏名を記入。 大袋⇔小袋交換制度あり。大袋 30 枚対小袋 50 枚で交換。	
無償配布方法	時　期	10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの 1 年間 9 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく(基準日以降で世帯員数が 4 人以上に増えた場合は申出により小袋から大袋に交換)	
	組入世帯	各区に環境保全課職員が配布し、その後各組を通じて配布	
	組外世帯	郵送にて引換券を送付し、本庁・川内支所の窓口にて配布	
	転入者	転入手続き時に、直接手渡し(転入月により枚数変更)	
ごみ袋の概要	種　類	大袋	小袋
	容　量	50 ﾘｯﾄﾙ	30 ﾘｯﾄﾙ
	サイズ	横 680mm×縦 850mm	横 500mm×縦 680mm
	厚み(t)	0.025mm	0.025mm
	素　材	高密度ポリエチレン	高密度ポリエチレン
ごみ袋発注委託内容		印刷:片面 1 色印刷(文字は緑色)・無色で半透明・1 袋 10 枚入り(外袋については「東温市指定ごみ袋(燃やすごみ用)」の印刷をする。 1 箱 50 袋入り(500 枚／箱)とし、箱に「東温市指定ごみ袋(燃やすごみ用)大又は小」の明示をする。	
販売方法		環境保全課にて受付を行い、窓口配布又は店舗に納品	
販売箇所及び箇所数		市内主要スーパー等　約 20 か所	
販売業者選定手法		特になし	
希望小売価格		大袋:53 円　小袋:32 円	
手数料支払方法		現金払(指定納付書使用)又は月締め一括払。 (卸売価格と小売価格の差額が手数料となる。)	

② ごみ処理の現状、再利用、排出抑制、再商品化等の情報を周知し、再資源化に関する意識啓発を図る。

③ 生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入費補助事業制度による生ごみの再資源化(堆肥化)及び減量化を行う。

④ 市の一般廃棄物処理施設(以下「リサイクルセンター」という。)で保管された金属類、

廃食用油は、有価物として再生事業者と売買契約を締結し、再商品化等資源化の促進を図る。

⑤ リサイクルセンターに直接搬入（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物にかかわらず有料である。）する者に対し、分別の徹底等の指導を強化する。

⑥ 事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量、資源化、分別の方法及び適正処理等について、指導を行う。

⑦ 事業者は、リサイクルセンターに直接搬入する場合は、事業者自らの車両で持ち込まなければならない。それ以外は法第 6 条の 2 第 6 項の規定に基づき、法第 7 条第 1 項に定める市の一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「一廃収運許可業者」という。）に委託し、市の指定する処理施設への搬入、又は表 2 で定める方法にて処分しなければならない。

表2 事業系一般廃棄物の再資源化物

事業系一般廃棄物の区分	再資源化の方法	条件等
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）第 2 条第 3 項に定める食品循環資源	食品リサイクル法第 11 条第 1 項の登録を受けた再生利用事業者による再資源化又は堆肥化	松山市一般廃棄物処理実施計画及び松山市食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物の許可及び業務の執行に関する基準に基づく
再生利用が可能な剪定枝を含む木くず（以下「木くず」という。）	市内一般廃棄物中間処理（保管・破砕・醗酵）業者による堆肥化	公共施設、公共工事に伴い発生した木くずを対象とする。

⑧ 一廃収運許可業者及び法第 7 条第 6 項に定める市の一般廃棄物処分業許可業者（以下「一廃処分許可業者」という。）に対し適正処理等の確保を図るため、適切な指導を行う。

⑨ 区、組又は学校関係の自主的な集団回収への取組を促進する。

（2） 市民は、一般廃棄物の適正処理を確保するため、前項の施策に協力しなければならない。

（3） 事業者は、第1項の施策に協力し、特に次の事項について取り組まなければならない。

① 事業系一般廃棄物の減量及び資源化

② 事業系一般廃棄物の適正処理

（4） 一般家庭、公共施設等から排出される植物性廃食用油は、公共施設に設置された回収ボックスで回収され、BDF として学校給食センターのボイラーやリサイクルセンターの公用車の燃料として利用し、再利用の促進を図る。

（5） パソコンリサイクル法、家電リサイクル法による家電4品目の再商品化及び小型家電リサイクル法対象品目に関して、適正な処理及び再資源化の推進を図る。

（6） その他、リサイクル関係法令による循環型社会形成に向けての廃棄物の4R の推進

及び適正処理に努める。

4 排出方法及び種類別分別方法

（1） 家庭系一般廃棄物

① ごみの排出に当たっては、表3－①重信地区及び表3－②川内地区に示すとおり分別し、市が定めた日と曜日・時間に、定められた集積場所へ排出する。

② 排出方法は、表4に示すとおりである。また、集積場所数及び収集頻度は、表5に示すとおりである。

③ 燃やすごみ、紙類は両地区とも収集日当日の午前6時から午前8時までの間に集積場所に出さなければならないものとする。

④ 集積場所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔を保つよう努めるものとする。

⑤ 集積場所へ排出できない場合は、自らリサイクルセンターに搬入するか、一廃収運許可業者に収集及び運搬を委託すること。これらの場合においても、表3のとおり分別すること。なお、粗大ごみについては、リサイクルセンターへ搬入ができない。

分別区分 表3－① 重信地区

区分(種類)			ごみの具体例
燃やすごみ			台所ごみ、リサイクルできない紙、木くず(直径 5cm・長さ 50cm 以内)、衣類(下着等)、乾燥剤、その他燃やすごみ
燃やさないごみ（資源ごみ）	紙類	新聞紙	新聞紙、広告紙
		雑誌・その他紙製容器包装	雑誌、封筒、紙箱、包装紙、紙袋、シュレッダーごみ、その他紙類
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲用牛乳、果汁飲料（500ml 以上で内側が銀色でないもの）
	空き缶・金属類		空き缶、スプレー缶、なべ・やかん、一斗缶、その他金属類
	びん・ガラス類		空き瓶、ガラス食器、花瓶、板ガラス、その他ガラス類
	ペットボトル		飲料用ペットボトル、しょうゆ等のペットボトル、その他ペットボトル
	プラスチック類		プラスチック製容器、ラップ類、ポリ袋、発砲スチロール製容器、カップ類、ボトル類、その他プラスチック類
	廃乾電池		ボタン電池、乾電池
	水銀ごみ		蛍光灯類、電球状の蛍光灯、鏡、体温計、その他水銀ごみ
その他 燃やさないごみ			靴、電球、傘、硬質プラスチック製品、電気コード、おもちゃ、小型家電製品、陶磁器類、CD、DVD、ビデオカセットテープ、その他燃やさないごみ
粗大ごみ			家具類、自転車、じゅうたん、電子レンジ、こたつ、扇風機、ステレオ、その他粗大ごみ

表３－②　川内地区

区分(種類)			ごみの具体例
燃やすごみ			台所ごみ、リサイクルできない紙、木くず(直径 5cm・長さ 50cm 以内)、衣類(下着等)、乾燥剤、その他燃やすごみ
燃やさないごみ（資源ごみ）	紙類	新聞紙	新聞紙、広告紙
		雑誌・その他紙製容器包装	雑誌、封筒、紙箱、包装紙、紙袋、シュレッダーごみ、その他紙類
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲用牛乳、果汁飲料（500ml 以上で内側が銀色でないもの）
	空き缶・金属類		空き缶、スプレー缶、なべ・やかん、一斗缶、その他金属類
	ペットボトル		飲料用ペットボトル、しょうゆ等のペットボトル、その他ペットボトル
	プラスチック類		プラスチック製容器、ラップ類、ポリ袋、発砲スチロール製容器、カップ類、ボトル類、その他プラスチック類
	びん・ガラス類	無色のびん	食用油のびん、洋酒のびん、コーヒーのびん
		茶色のびん	ウィスキーのびん、薬用酒のびん、栄養剤のびん
		その他の色のびん	ワインのびん、化粧びん、その他びん
		ガラス類	板ガラス、グラス、ガラス食器、その他ガラス類
	水銀ごみ		蛍光灯類、電球状の蛍光灯、鏡、体温計、その他水銀ごみ
	廃乾電池		ボタン電池、乾電池
その他 燃やさないごみ			靴、電球、傘、硬質プラスチック製品、電気コード、おもちゃ、小型家電製品、陶磁器類、CD、DVD、ビデオカセットテープ、その他燃やさないごみ
粗大ごみ			家具類、自転車、じゅうたん、電子レンジ、こたつ、扇風機、ステレオ、その他粗大ごみ

表４　排出方法

分別区分	回収方法	排出方法	
		重信地区	川内地区
燃やすごみ	ステーション方式	指定袋に入れ、地区名・氏名を記入する。	指定袋に入れ、地区名・氏名を記入する。
紙　類	ステーション方式	新聞・広告，雑誌・その他紙製容器包装，段ボール，紙パック：種類別に紐で縛る。	新聞・広告，雑誌・その他紙製容器包装，段ボール，紙パック：種類別に紐で縛る。
ペットボトル	ステーション方式	青色ネットに入れる。	青色ネットに入れる。
プラスチック類	ステーション方式	無色透明袋に入れ、地区名・氏名・「プラ」と記入する。	無色透明袋に入れ、地区名・氏名・「プラ」と記入する。
びん・ガラス類	ステーション方式	びん：青色コンテナに入れる。 ガラス類：透明袋に入れて、コンテナの横に置く。	無色のびん、茶色のびん、その他色のびん：各専用のコンテナに入れる。 ガラス類：透明袋に入れて、コンテナの横に置く。
空き缶・金属類	ステーション方式	オレンジ色コンテナに入れる。	青色コンテナに入れる。
水銀ごみ	ステーション方式	各区による専用容器に入れる。	透明袋に入れる。（びん・ガラス類の日に収集）
廃乾電池	ステーション方式	各区による専用容器に入れる。	透明袋に入れる。（空き缶・金属類の日に収集）
その他燃やさないごみ	ステーション方式	無色透明袋に入れ、地区名・氏名を記入する。	無色透明袋に入れ、地区名・氏名を記入 する。
粗大ごみ	ステーション方式	燃料、電池、蛍光灯等は抜く。 布団・毛布等は縛る。	燃料、電池、蛍光灯等は抜く。 布団・毛布等は縛る。

表５　ごみ集積場所数・収集頻度

分別区分	重信地区			川内地区		
	集積場所数	収集頻度等	収集日	集積場所数	収集頻度等	収集日
燃やすごみ	679 か所	3 地区割り 2 回/週	排出日 に収集	244 か所	3 地区割り 2 回/週	排出日 に収集
紙　類	677 か所	2 回/月 (第2週、第4週)	排出日 に収集	244 か所	2 回/月 (第2週、第4週)	排出日 に収集
ペット ボトル	55 か所	2 回/月	排出日翌日 以降に収集	242 か所	2 回/月	排出日 に収集
プラス チック類	57 か所	2 回/月	排出日翌日 以降に収集	242 か所	2 回/月	排出日 に収集
びん・ ガラス類	55 か所	1 又は 2 回/月	排出日翌日 以降に収集	242 か所	1 回/月	排出日 に収集
空き缶・ 金属類	55 か所	1 又は 2 回/月	排出日翌日 以降に収集	242 か所	1 回/月	排出日 に収集
水銀ごみ	54 か所	不定期 （随時）	排出日翌日 以降に収集	242 か所	1 回/月	排出日 に収集
廃乾電池類	54 か所	不定期 （随時）	排出日翌日 以降に収集	242 か所	1 回/月	排出日 に収集
その他 燃やさない ごみ	54 か所	2 回/月	排出日翌日 以降に収集	91 か所	1 回/月	排出日 に収集
粗大ごみ	28 か所	1 回/月 地区によって は 2 回/月あり	排出日翌日 以降に収集	91 か所	1 回/月	排出日 に収集

（2）　し尿及び浄化槽汚泥

「8　し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処分」による。

（3）　事業系一般廃棄物

①　事業者は、分別の徹底、減量化及び資源化を図り、それらを直接リサイクルセンターへ搬入するなど自ら処理する。

②　自ら処理できないごみについて、一廃収運許可業者に依頼し、収集及び運搬を委託すること。なお、その場合の運搬先は、市の指定する処理施設に搬入することとする。

③　食品循環資源については、事業者は松山市と協議を行い、堆肥として有効利用するものとする。

④　木くずは、一廃処分許可業者の中間処理施設へ持ち込み、堆肥として有効利用するものとする。

⑤　再生可能な紙は、再生利用しようとする者に引き渡し、再資源化を図ること。

（4） 一時多量ごみ

引越し等で一日の排出量が多量にある場合は、再利用、減量化を図るほか、排出者が自ら処理し、排出者が自ら処理できない場合は、一廃収運許可業者に依頼し、収集及び運搬を委託すること。

（5） 感染性一般廃棄物

市内における、法施行令第 1 条第 8 号に定める施設から排出される紙おむつについては、感染性一般廃棄物として市では受け入れない。

例外的に市が受け入れる施設としては、「児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設」、「介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設」及び「障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設」がある。ただし、直接搬入のみとする。

（6） 排出禁止物（市が収集しないごみ）の例示

① 危険・有害物（ガスボンベ・バッテリー・塗料・廃油・農薬・有機溶剤・医療系廃棄物）
② 法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、適正な処理が困難となっていると認められるものとして環境大臣が指定したもの（以下「適正処理困難物」という。）
③ 産業廃棄物（建築廃材・ブロック、瓦等のがれき類・農機具・土砂・焼却灰等）
④ 農業用ビニール（ビニールハウスのシート・あぜシート・マルチ類）
⑤ 特別管理一般廃棄物（廃家電製品に含まれるPCB使用部品・ごみ処理施設の集塵施設で集められたばいじん等）
⑥ 家電リサイクル法対象4品目：特定家庭用機器一般廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
⑦ パソコンリサイクル法対象商品（使用済みパーソナルコンピューター）
⑧ 在宅医療廃棄物
⑨ 使用済自動車、使用済自動二輪車、使用済原動機付自転車
⑩ 廃タイヤ（自転車の廃タイヤを除く）
⑪ 廃消火器
⑫ 廃FRP船
⑬ 廃火薬類（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬が一般廃棄物になったものをいう。）
⑭ 事業系一般廃棄物（3のとおり処理すること）

（7） 犬、猫等の死体

自らリサイクルセンター又は市役所に搬入する。

猪、鹿等大型動物の死体は、自らオオノ開發株式会社東温事業所に搬入する。

５ 処分の方法

（1） 燃やすごみ及び事業系一般廃棄物（可燃物）

両地区において、表5の燃やすごみの集積場所へ排出された燃やすごみは、市が収集運搬業務を委託した事業者が収集し、松山市南クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

また、リサイクルセンターへ直接搬入された燃やすごみ及び事業系一般廃棄物（可燃物）並びに、一廃収運許可業者が収集運搬する、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ）及び事業系一般廃棄物（可燃物）のうち、市が認めたものについても松山市南クリーンセンターへ搬入して焼却処分する。

松山市南クリーンセンターの概要については、表6のとおりである。

表6 松山市南クリーンセンター施設概要

施設名	松山市南クリーンセンター	種類
所在地	松山市市坪西町 1000 番地 1	家庭系 可燃ごみ・ 粗大ごみ 事業系 可燃ごみ
敷地面積	28,666m^2	
竣工	平成 6 年 3 月 31 日	
施設規模	300t/24 h（100 t/日×3 炉）	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式	
排ガス処理設備	有害ガス除去装置、乾式バグフィルター	
備考	余熱利用 給湯・冷暖房(場内)、アクアパレットへの温水供給（場外）、自家発電(1,950kW)） 灰溶融設備 プラズマ式 20t/日	

（2） 紙類

両地区において、表5の紙類の集積場所へ排出された紙類は、市が収集運搬業務を委託した事業者が収集し、売り渡し契約を締結した事業者により再資源化を図る。

（3） ペットボトル

両地区において、表5のペットボトルの集積場所へ排出されたペットボトルは、収集運搬業務を委託した事業者が、リサイクルセンターに搬入し、運搬業務を委託した事業者によって指定の保管施設に運搬される。その後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化を行うため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との引き取り契約に基づいて処理を行なう。再資源化量（予定）等は、表7に示すとおりである。

表7 ペットボトル再生処理事業者

対象地区	事業者	所在地	予定再資源化量	備考
東温市 全域	【上半期】 株式会社　正和クリーン	広島県尾道市長者原1 丁目 220-7、220-82	73.00t	指定法人 ルート処理
	【下半期】 入札により決定	―		

（4） プラスチック製容器包装

両地区において、表5のプラスチック類の集積場所へ排出されたプラスチック類は、収集運搬業務を委託した事業者が、リサイクルセンターに搬入し、運搬業務を委託した事業者によって指定の保管施設に運搬される。その後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化を行うため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との引き取り契約に基づいて処理を行なう。予定再資源化量は、表 8 に示すとおりである。

表8 プラスチック製容器包装再商品化事業者

対象地区	事業者	所在地	予定再資源化量	備考
東温市 全域	株式会社 広島リサイクルセンター	広島県広島市中区 大手町三丁目 1 番 3 号	299.00t	指定法人 ルート処理

（5） びん・ガラス類

① 重信地区において排出された、びん・ガラス類は、収集・処理業務を委託した事業者が収集、選別、保管を行い、再生処理事業者に引き渡し再資源化を図る。再資源化量（予定）等は、表9に示すとおりである。

② 川内地区において排出された、びん・ガラス類は、収集運搬業務を委託した事業者がリサイクルセンターに搬入し、運搬業務を委託した事業者によって処理施設に運搬される。その後、処理業務を委託した事業者により選別、保管を行い、再生処理事業者に引き渡し再資源化を図る。再資源化量（予定）等は、表 10 に示すとおりである。その他の色びん及びガラス類は、再生処理事業者に引き渡し再資源化を図る。再資源化量（予定）等は、表 11 に示すとおりである。

表9 びん・ガラス類再生処理事業者（重信地区）

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
無色びん	株式会社 山一商会	兵庫県西宮市津門 大塚町 10 番 3 号	42.59t
茶色びん			31.95t

表10 びん・ガラス類再生処理事業者（川内地区）

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
無色びん	株式会社	兵庫県西宮市津門	25.57t
茶色びん	山一商会	大塚町 10 番 3 号	23.98t

表11 びん・ガラス類再商品化事業者

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
その他の色びん ガラス類	株式会社エコシティ 垣生リサイクル プラント	新居浜市垣生 3 丁目乙 306－5	46.81t

（6） 空き缶・金属類

両地区において、表5の空き缶・金属類の集積場所へ排出された、空き缶・金属類は、収集処理業務を委託した事業者により選別・圧縮をし、市の契約した事業者に、有価物として引き渡す。再資源化量（予定）等は、表12に示すとおりである。

表12 空缶金属類再商品化事業者

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
スチール缶プレス品	見積り合わせにより買取業者を決定する		19.49t
ジャミ鉄プレス品			26.17t
アルミ缶プレス品			23.27t

（7） 水銀ごみ（使用済み蛍光管等）・廃乾電池類

① 重信地区から排出された水銀ごみ、廃乾電池類は、東温市職員がリサイクルセンターに収集運搬し、保管後表13に示すとおり区分ごとに委託した再商品化事業者に引渡し、再資源化を図る。

② 川内地区から排出される水銀ごみは「びん・ガラス類」、廃乾電池類は「空き缶・金属類」の日に収集運搬業務を委託した事業者がリサイクルセンターに搬入、保管後表13に示すとおり区分ごとに委託した再商品化事業者に引渡し、再資源化を図る。

表13 水銀ごみ・廃乾電池類再商品化事業者

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
廃乾電池 鏡・体温計	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所	北海道常呂郡留辺蘂町 字富士見 217 番地の 1	9.48t
蛍光灯	株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区 響町一丁目 62 番地の 17	1.85t

（8） 市有施設（リサイクルセンター）の概要

表4の排出方法によって市内の集積場所に排出されたペットボトル、プラスチック類、びん・ガラス類（川内地区）、水銀ごみ、廃乾電池、リサイクルセンターに直接搬入のある紙類、ペットボトル、プラスチック類、びん・ガラス類、空き缶、金属類、水銀ごおみ、廃乾電池、小型家電等はリサイクルセンターで一時保管し、再商品化事業者等に引渡し再資源化を図る。

表14 一般廃棄物一時保管施設

<table>
<tr><td>施 設 名</td><td colspan="3">東温市リサイクルセンター</td><td>種類</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">東温市則之内乙 969 番地</td><td rowspan="6">プラスチック製容器包装類、ペットボトル、びん・ガラス類、空き缶・金属類、水銀ごみ、廃乾電池類、小型家電、廃食用油</td></tr>
<tr><td>敷 地 面 積</td><td colspan="3">4,717 ㎡</td></tr>
<tr><td>施 設</td><td>339 ㎡</td><td rowspan="3">ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ</td><td>180 ㎡</td></tr>
<tr><td>着 工</td><td>平成元年 7 月</td><td>平成 22 年 9 月</td></tr>
<tr><td>竣 工</td><td>平成 2 年 6 月</td><td>平成 23 年 2 月</td></tr>
<tr><td>所 有 車 両</td><td colspan="3">パワーゲート車（1.5t、2t）各１台・軽トラック2台
ホイルローダー・フォークリフト各 1 台 計6台</td></tr>
</table>

（9） 粗大ごみ等（粗大ごみ及びその他燃やさないごみ）

両地区における表5の粗大ごみ等の集積場所へ排出された粗大ごみ等は、市が収集運搬業務を委託した事業者が、中間処理業務を委託した事業所に持込み再資源化を図り、最終処分量の減量化に努めるものとする。また、中間処理残渣は最終処分を委託した事業者の最終処理施設に持込み、焼却、埋立処分を行う。最終処分量（予定）は、表15及び16に示すとおりである。

表15 粗大ごみ等中間処理・最終処分事業者（重信地区）

<table>
<tr><th>業務</th><th>事業者</th><th>所在地</th><th>予定処分量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>中間
処理</td><td>オオノ開發株式会社
東温事業所</td><td>東温市河之内
乙 825 番地 3</td><td>479.08t</td><td rowspan="2">再資源化量
42.32t</td></tr>
<tr><td>最終
処分</td><td>オオノ開發株式会社
東温事業所</td><td>東温市河之内
乙 825 番地 3</td><td>364.10t</td></tr>
</table>

表16 粗大ごみ等中間処理・最終処分事業者（川内地区）

<table>
<tr><th>業務</th><th>事業者</th><th>所在地</th><th>予定処分量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>中間
処理</td><td>株式会社富久
一般廃棄物中間処理施設</td><td>東温市則之内
乙 1191 番地 1</td><td>378.49t</td><td rowspan="2">再資源化量
68.40t</td></tr>
<tr><td>最終
処分</td><td>オオノ開發株式会社
東温事業所</td><td>東温市河之内
乙 825 番地 3</td><td>291.51t</td></tr>
</table>

（10） 小型家電

粗大ごみ、その他燃やさないごみの中間処理の過程で回収した小型家電リサイクル法対象品目及び市役所・川内支所に設置している回収ボックスに排出された小型

家電リサイクル法対象品目は、表17に示す国の認定事業者に引渡し、再資源化を図る。

表17 小型家電再商品化事業者

分別区分	事業者	所在地	予定再資源化量
小型家電	金城産業株式会社	松山市北吉田町 349－1	27.51t

（11） 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法施行令第4条の2の規定により適正に処理すること。または特別管理産業廃棄物処理業者に処分を委託すること。

（12） 食品循環資源

事業系一般廃棄物のうち、食品循環資源を再生利用しようとする場合は、食品リサイクル法第 11 条第1項の登録を受けた再生利用事業者による再資源化、又は表18の一般廃棄物処分業者（松山市許可業者）に処分を委託すること。

表18 一般廃棄物処分業者（食品循環資源を堆肥化処分）

処分先	所在地	搬出予定 再資源化量	公称能力
株式会社 ロイヤルアイゼン	松山市萩原乙 24 番 3	449.65t	19.2t/日

（13） 木くず

事業系一般廃棄物のうち、木くずを破砕・醗酵・堆肥化しようとする場合は、表19の一廃処分許可業者に処分を委託すること。

表19 一般廃棄物処分業者（木くずを堆肥化処分）

業者名	所在地	予定再資源化量	公称能力（醗酵施設）
ふたば株式会社	東温市河之内乙 844 番 1	805.75t	3.13t/日

（14） し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥は松山衛生 eco センターにおいて処理する。詳細は、「8 し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処分」による。

（15） 犬、猫等の死体

リサイクルセンター又は市役所に搬入された犬、猫等の死体は、松山市南クリーンセンターに運搬し、焼却処分を行う。

猪、鹿等大型動物の死体は、事業者自らオオノ開發株式会社東温事業所に搬入し、焼却処分を行う。

6 市が処分しないもの

（1） 市が処分しないものの例示

４の（６）に規定する市が収集しないごみ（排出禁止物）の例示に該当するもの。

（２） 処分の方法

ア 当該物を取り扱っている販売店又は専門処理業者等の適正に処理ができる者に引き取りを依頼すること。

イ 廃消火器、廃 FRP 船、廃火薬類は、法第９条の９第１項の規定に基づく認定を受けた者に処理を依頼すること。

ウ 特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法施行令第４条の２の規定により適正に処理すること、または、特別管理産業廃棄物処理業者に処分を委託すること。

エ 家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器一般廃棄物は、家電小売店又は一般廃棄物収集運搬許可業者に引取を依頼するか、家電リサイクル法の規定による指定引取場所に自ら搬入すること。

オ 使用済みパーソナルコンピューターは、資源有効利用促進法に基づき製造等事業者へ再資源化を申込み、再資源化をすること。なお、事業撤退等で製造等事業者が不存在となったパソコン、自作パソコンは一般社団法人パソコン3R 推進協会へ再資源化を申込み、再資源化すること。

カ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号、以下「自動車リサイクル法」という。）第２条第２項に定める使用済自動車は、自動車リサイクル法第２条第１１項に定める引取業者に引渡すこと。

キ 使用済み二輪車は、法第９条の９第１項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。「二輪車リサイクルシステム」の対象とならない使用済二輪車は、購入した販売店に引渡すこと。

ク 在宅医療廃棄物のうち注射器並びに注射針は、処方箋を発行した医療機関又は薬局に持込み処理を依頼すること。

ケ 事業活動に伴って生じたごみは、専門の処理業者に委託するなど適正な処理を行うこと。

（３） 例外的に処分するもの

４の（６）に規定する排出禁止物に該当するものであっても次に示すものは、市が適正に処分する。

① クリーン愛媛運動基本方針に基づき実施する東温市クリーン運動において、区又は組からリサイクルセンターに搬入した各集積場所に不法投棄された廃棄物。

② 市が実施する不法投棄未然防止事業によって回収された不法投棄物。

７ その他

市内において、県内唯一の民間一般廃棄物最終処分場があり、県内外の自治体及び事務組合から一般廃棄物が搬入され、当該施設において処理処分されていることから、法第６条第３項の規定に基づき排出元自治体との一般廃棄物処理計画と調和を保つため、搬入前年度内に「市外一般廃棄物搬入処理に係る事前協議書（別紙－１）」を提出後、別紙－２の

「承諾書」を発行し、搬入処分量については、搬入後の翌月に別紙－3の「市外搬入処理実績報告書」を義務付けし、市の指定する処分場の搬入状況等を掌握する。災害廃棄物の搬入や廃棄物処理施設設備の故障などによる一時的な一般廃棄物の搬入など、特別な理由により前年度内に「市外一般廃棄物搬入処理に係る事前協議書（別紙－1）」を提出できない場合は、事前に協議の上、法施行令第4条第1項第9号イの規定に基づき、本市に通知するものとする。なお、搬入予定数量は表20に示すとおりである。

また、一廃収運許可業者による搬入実績については、5月末日までに一般廃棄物処理実績報告書の提出を求め、一廃収運許可業者の適正な処理状況等を把握し、業の許可要件を満たしているか等の指導に活用する。なお、搬入予定数量は表21に示すとおりである。

表20　事前協議によって搬入される市外一般廃棄物の市内搬入予定数量

処分先	所在地	予定処分量	公称能力	種類等
オオノ開發株式会社 東温事業所	東温市河之内 乙 825 番地 3	13,492.30t	3,087,100 ㎥ （管理型）	焼却灰・汚泥等

表21　一廃収運許可業者によって搬入される一般廃棄物の予定処分量

処分先	所在地	予定処分量	公称能力	搬入業者数	種類等
松山市南 クリーンセンター	松山市市坪西 町 1000 番地 1	1,466.48t	300t/24 h （100 t/日×3 炉）	41 業者	事業系 一般廃棄物

８　し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処分

（１） 収集

① し尿

一廃収運許可業者により収集運搬する。

② 浄化槽汚泥

浄化槽清掃業許可業者（一廃収運許可業者）が、浄化槽清掃時に収集し、運搬する。

（２） 処分

松山衛生 eco センターにおいて処分する。

処分先及び公称能力

処分先	所在地	種類	公称能力
松山衛生 eco センター	松山市北吉田町 77 番地 31	し尿及び浄化槽汚泥	373kℓ/日
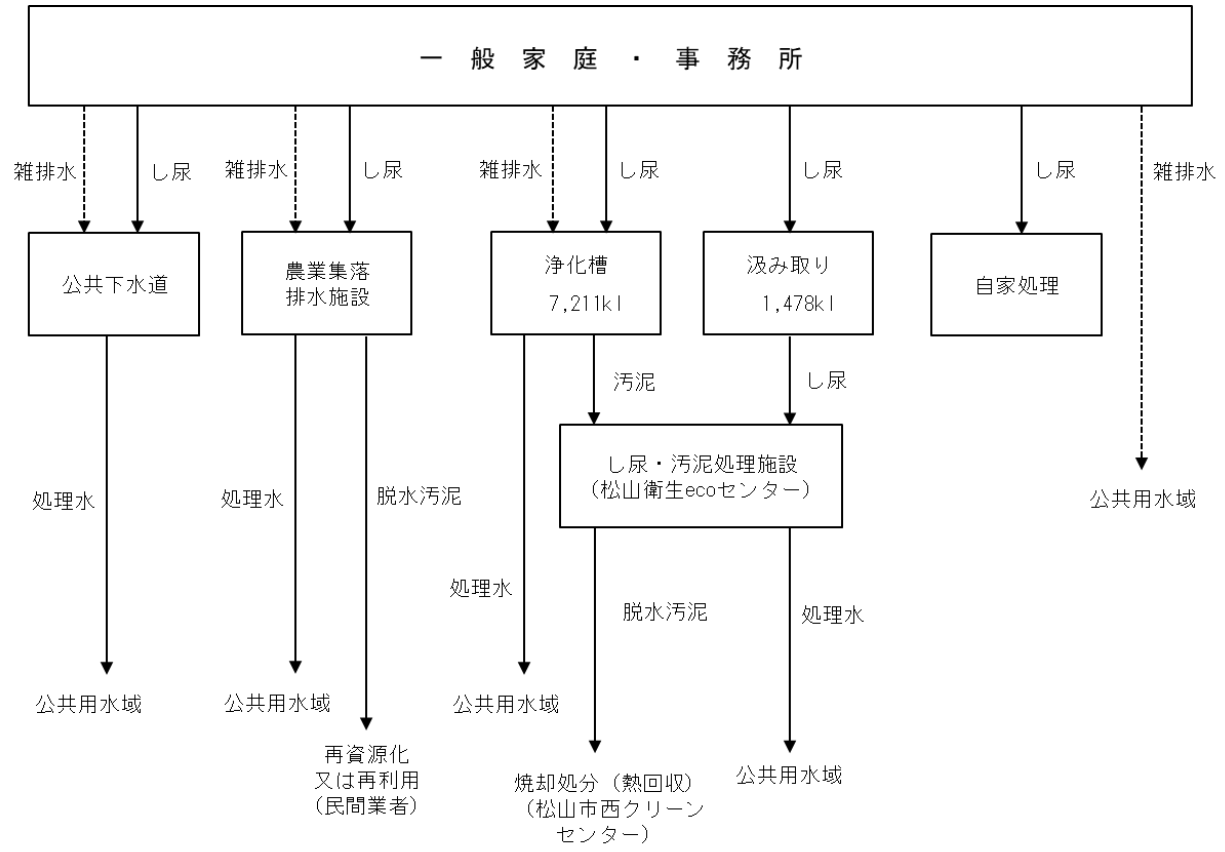
【 し尿・浄化槽汚泥処理計画 】